

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第38回）
議事概要

日時：2024（令和6）年12月20日（金）10：30～11：03

場所：オンライン会議

委員：三友仁志主査、大谷和子主査代理、岡田羊祐委員、春日教測専門委員、
砂田薫専門委員、藤井威生専門委員

事務局（総務省）：大村真一電気通信事業部長、堀内隆広基盤整備促進課長、
大堀芳文基盤整備促進課企画官、望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

参加者：東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、
ソフトバンク株式会社

【三友主査】

ただいまから、第38回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を開催いたします。それでは議事に入ります。

（1）令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方（案）（事務局説明）

まずは事務局から、令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方（案）につきまして、説明をお願いいたします。

【事務局】

本件、令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方につきましては、本年12月2日に開催されました第77回情報通信審議会電気通信事業政策部会に諮問させていただいたものでございます。同事業政策部会のおきまして、本件諮問の審議に当たって、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めていただくこととされたものでございます。

では具体的な内容につきましては、資料1に沿って説明をさせていただきます。令和6

年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方、こちらについての対応方針案をお示しいたします。

おめくりいただきまして、右肩にページ数がございますので、私が今後申し上げるページ数は、この右肩のページ数だと思っていただければと思います。まず検討の背景から説明させていただきます。固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方。こちらは、令和4年9月20日に情報通信審議会からいただきました答申でございます。こちらにつきまして、今後は令和4年度答申と略称させていただきます。

こちらにおきましては、I P 網への移行期間中——I P 網への移行期間中は、令和4年4月から令和6年12月までということでございます——の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定に当たってのLRICモデルの適用方法等について、考え方をお示しいただいているところでございます。

一方で、I P 網への移行後——これは令和7年1月以降でございますが——の電話のユニバーサルサービス交付金の補填額の算定方法の在り方についての考え方は、お示しいただいていないところでございます。

今後、令和7年度認可対象の補填額の算定に当たりましては、第一種適格電気通信事業者は、令和7年8月末までに、令和6年度の原価等を基礎的電気通信役務支援機関に対して届け出る必要がございます。

この届出までに、令和7年1月から3月までを含む令和6年度の補填額の算定に係るLRICモデルの適用方法等について整理をした上で、所要の規定の整備を行う必要がございます。

これが検討いただきたい背景となります。

今後の検討のスケジュールでございますが、本委員会におきまして、令和7年1月から2月を目途に報告書の案をおまとめいただき、令和7年3月頃に情報通信審議会から御答申をいただくことを想定してございます。いただいた御答申を踏まえまして、令和7年4月以降に総務省において所用の規定の整備を行うことを想定しております。

では1枚おめくりください。具体的な検討事項はこちらに記載させていただいた3点になります。I P 網への移行期間中（令和4年4月から令和6年12月まで）に適用していた次の事項の取扱いについて、令和6年度第4四半期に適用するLRICモデルの中でどのように対応するのか。

1点目は、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次I P-LR I

Cモデルによる補填額算定値の加重平均値についてでございます。こちらにつきましては、後ほど3ページで説明させていただきます。

2つ目、②の第9次IP-LRICモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうか。こちらは後ほど6ページにて説明させていただきます。

③、3点目は、モデル外補正の実施の有無（第9次IP-LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジック）についてございまして、こちらは8ページで説明をさせていただきます。

では、おめくりいただきまして、まずは3ページを御覧いただければと思います。

先ほど申し上げました3点の検討事項のうち、①第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値ということございまして、令和6年12月までの対応方針につきましては、令和4年度答申において、令和6年12月までの補填額の算定については、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LRICモデルによる補填額算定値の加重平均値を取ることとし、加重平均比率は接続料算定時と同一の比率を適用することが適当との考え方が示されておりまして、令和6年4月から12月までの第8次と第9次の比率は、接続料算定時と同一のものとして、23%対77%の比率を用いることとされておりまして、

この点につきまして令和7年1月から3月までの対応方針（案）でございます。一番下のオレンジ色の四角の中を御覧いただければと思います。第一種適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本は、令和7年1月までにはIP網への移行が完了する予定である旨を公表されていらっしゃいます。予定どおりにIP網への移行が完了する場合には、令和7年1月以後、PSTNは用いられないこととなることから、令和7年1月から同年3月まで分の補填額の算定につきましては、第8次PSTN-LRICモデルを用いず、第9次IP-LRICモデルのみで算定することが適当と考えられるのではないかとさせていただきます。

続きます4ページ、5ページは、この点に関する参考資料でございますので、この場での説明は割愛をさせていただきます。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらは第2点目、検討事項、第9次IP-LRICモデルの適用に際し、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうかについてでございます。

令和6年12月までの対応方針としましては、令和4年度答申におきまして、令和6年12月までの第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定に際しての加入者回線の取扱いにつきましては、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合を取るため、まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき補填額を算定することが適当との考え方をお示しいただいているところでございます。

この点につきましての令和7年1月から3月までの対応方針の案でございますが、IP網への移行後の音声接続料の在り方、これは本年、令和6年6月17日に情報通信審議会からいただきました御答申でございますが、こちらにおきましては、令和7年1月から令和10年3月までの接続料算定方法として、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当である旨の考え方をお示しいただいているところでございます。

令和4年度答申におきましては、接続料算定と補填額算定とで用いるモデル間の整合を取るために本件を適用しておりますところ、上述しました令和7年1月以降の接続料算定についての考え方に鑑みますと、令和7年1月から令和7年3月までの補填額算定についても同様に、実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づくことが妥当と考えられるのではないかと対応方針の案をさせていただいております。

続きまして、7ページ目は本件に関する参考資料でございますので、説明は割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、8ページ目が最後、3点目でございます。検討事項3点目、モデル外補正の実施の有無（第9次IP-LRICモデルのアクセス網の設備配置ロジック）についてでございます。

令和6年12月までの対応方針といたしまして、第9次IP-LRICモデルについては、長期増分費用モデル研究会での検討において、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的な設備配置を行えるものとはなっておらず、同モデルの出力において、FRTが十分に効率的な台数とは考えられないほど多数配置されてしまうということが指摘されました。

これを踏まえまして、令和4年度答申におきましては、令和6年12月までに限定した暫定的な対応としまして、第9次IP-LRICモデルをモデル外で補正し、その出力を十分に効率的な設備配置に近づけた上で適用することが適当との考え方をお示しいただいているところでございます。

この点につきましての令和7年1月から3月までの対応方針の案でございますが、令和4年度答申において御指摘いただいているとおり、本件の適用は、あくまで令和6年12月までの暫定的な対応とすることが妥当ではあるものの、設備配置ロジックを見直さずに、本件暫定的な対応を廃止するのみでは、十分に効率的とは言えない設備配置に基づき交付金・負担金の額が算定されることとなる。また、令和6年度の第4四半期のみ、同年度の他の四半期とは異なる算定方法を適用するとすれば、第一種適格電気通信事業者や支援機関等における補填額や交付金・負担金の算定作業に過大な負担を生じさせることとなる。

これらを考え合わせますと、令和6年度第4四半期の3か月間に限り、上述の暫定的な対応を継続させることが妥当ではないかとの案とさせていただきます。

【三友主査】

本日は、IP網への移行期間中の補填額算定の方法につきまして、令和4年度に行った検討の際に御意見を頂戴いたしましたNTT東西様、KDDI株式会社様、そしてソフトバンク株式会社様から、本件につきまして御意見を頂戴したいと思います。

(2) 事業者ヒアリング

《各事業者から資料2、3又は4についてそれぞれ説明》

【西日本電信電話株式会社】

NTT東西を代表しまして、西日本から内容を発表させていただきます。

では次のページを御覧ください。本日のアジェンダでございます。今回論点としていただいたものを記載してございます。今回の諮問内容ですけれども、あくまで、令和6年度第4四半期のユニバーサルサービス交付金の算定に用いるLRICモデルの適用方法についての議論でありますので、そこに絞った形で、次ページ以降、当社の意見を記載していただくところでございます。来年度以降はどうするかというのは、また別場の議論かなと思っておりますので、その点よろしくお願ひできればと思っております。この前提で当社の意見を述べさせていただくということでよろしくお願ひいたします。

次のページ、お願ひいたします。まず検討事項の1つ目でございます。第8次PSTN-LRICモデルの補填額算定値と、第9次IP-LRICモデルによる補填額の算定値の加重平均値についての意見でございます。

以下の理由から、第9次IP-LRICモデルを100%として算定することでよいと思います。

その理由ですけれども、まず2025年1月までと書いてありますが、具体的には今年の12月末までに、事業者間でも意識合わせの場等で事業者様からの多大な御協力を得まして、IPも接続ルートの切替えの完了を予定してございますといったところと、それから音声接続料においても、当該期間は第9次IP-LRICモデルを100%として算定される整理になっているといったところから、第9次IP-LRICモデルを100%でよいのではないかというのが、まず当社の1つ目の意見でございます。

検討事項の2つ目でございます。第9次IP-LRICモデルの適用に際して、実際にはメタル回線で設置されている加入者回線を光回線とみなすかどうかといった論点でございますけれども、令和6年度第4四半期においては、引き続きアクセス回線は継続して、メタル回線が設置されているといった状況には変わりなく、音声接続料との算定との整合も鑑みれば、実際に設置されている回線であるメタル回線を適用することが適当ではないかというふうに考えているところでございます。

検討事項の3つ目でございます。モデル外補正の実施の有無については、令和6年度第4四半期においては、同一年度内において異なるモデルを適用することは実務上過度な負担となります。過度な負担というのは、具体的に令和6年度は、PSTNとIPモデルのモデル外補正が既に4月から12月まで適用されるということは、もう決まっていると思いますけれども、これに加えてもう一つ別のモデルということになりますと、事務的な稼働もかなり発生するといったところ等を踏まえると、FRTの設置台数のモデル外補正というのは継続することもやむを得ないかなというのが、当社の意見でございます。

【KDDI株式会社】

それでは、資料3により御説明させていただきます。

スライド1枚目をお願いいたします。3つある論点のうちの最初の1つ目、つまり8次モデルの算定値、それから9次モデルの算定値の加重平均値についてでございます。

弊社の回答でございますが、令和7年1月以降、年明け以降、PSTN網からIP網への移行が完了している予定であるということ踏まえますと、来年、その令和7年1月以降の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定につきましては、これは8次PSTN-LRICモデルとの加重平均ということではなく、第9次のIP-LRICモ

デルのみでの算定とすることが適当であると考えます。

続きまして、スライドの2をお願いいたします。こちらは、この第9次モデルの適用に際しまして、実際にはメタル回線で設置されているものの加入者回線を、光回線とみなすかどうかについてでございます。

弊社回答でございますが、こちらは先ほど事務局様からの御説明にもありましたとおり、本年6月のIP網への移行後の音声接続料の在り方答申、こちらにおいて、接続料の算定期間においては、この第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際に設置されている回線種別、つまりメタル回線に基づき接続料を算定することが妥当とされているところでございます。そのため、このユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定においても、接続料算定と同様に、メタル回線として算定することが適当であると考えます。

ただし、このLRICモデルのそもそもの理念として、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を前提として、通信網を構築した場合の費用を算定する方式であるということに鑑みますと、これは来年度、令和7年4月以降の算定に当たっては、この9次IP-LRICモデルの加入者回線選択ロジック、メタル回線と光回線の経済比較、またはそれに相当する比較により、低いほうを採用するといったことの適用についても検討すべきであると考えます。

ページをめくっていただきまして、3枚目、3つ目の論点でございます。モデル外補正の実施の有無についてでございます。弊社回答でございますが、こちら先ほど事務局様から御説明がありましたとおり、第9次IP-LRICモデルにおける指摘として、アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的なものとなっていないという問題がございます。ですからこの問題に対処するために、令和6年12月までに限定した暫定的な対応としてモデル外補正が行われたと認識はしております。

これが現時点においても、問題が特に解決しているわけではない。つまり、そのアクセス網の設備配置ロジックの一部が、十分に効率的なものにはなっていないという状況であることを考えるのと、それからもう一つ、ユニバーサルサービス料の利用者負担抑制の重要性の観点、こういったことも踏まえますと、1月から3月のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額の算定に当たりましては、モデル外補正を継続するということが適当であると考えます。

【ソフトバンク株式会社】

資料4に基づきまして説明させていただきます。

めくっていただきまして、1ページ目です。検討事項の1ですけれど、令和6年度第4四半期に適用するLRICモデルということで、こちらは事務局さんですとか他事業者さんのコメントにもございましたけれど、2025年、来年はIP網への移行が完了するというところで、実ネットワークとしてもPSTNが消滅する、なくなるということですので、規定上も2025年の1月1日以降、PSTNに関する条項が削除されることも踏まえすと、第9次IP-LRICモデルを100%適用する方法が適当であると考えております。

2ページ目になります。検討事項の2です。LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱いということで、令和6年度第4四半期におきましては、現実、実ネットワークにおいてもメタル回線が主流ということもありますので、同期間における接続料算定と同様に、実際に設置されている回線種別、具体的にはメタル回線ですけれど、メタルに基づく算定ということで問題ないかと思っております。

一方で、来年度のお話になりますけど、NTT東西様が2035年にメタル回線の維持限界を迎えることが公表されたということがありまして、現に光回線への移行を計画的に進めていくということも踏まえすと、方向性としてはLRICモデルにおける光回線への置き換えを進めるべきであると考えておりまして、次年度、令和7年度第1四半期以降に適用するLRICモデルにおいては、本研究会においてユニバーサルサービス交付金への影響を含め、光回線への置き換えに関しては速やかに検討を進めるべきであると考えております。

最後、3ページ目になります。モデル外補正の実施の有無、可否に関してですけれど、これは昨年度ですかね、昨年度だと思っておりますけど、モデル外補正に関してはモデル改修までの暫定的な対応として整理されたということで、新たな補正モデルを検討した経緯があったかと思っておりますけれど、アクセス網の設備配置ロジックを修正した暫定的な対応ではなくて、修正したモデルを速やかに適用すべきだということは、原則論としては言えるかと思っております。

仮に、ちょっとこの修正モデルが今すぐに使えるかどうかという現状を、弊社のほうでは100%把握できているわけではないんですけど、その修正モデルが、実際に使うに当たって議論が不十分であったりですとか、先ほど事務局さんからもありましたけど、実運用が非常に工数かかるといった課題があるようであれば、少なくとも次年度の令和7年度の第1四半期以降の補填額算定においては、きちんと修正後の新たなモデルを反映すべく、速

やかに検討を進めるべきであると考えております。

【三友主査】

どうも御説明ありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。

(3) 意見交換

御意見のある方は、チャット欄、あるいは御発言にてお知らせください。いかがでしょうか。

【藤井専門委員】

事務局の御意見及び各事業者の皆様の御意見を拝聴いたしますと、今回、事務局の御提案、十分に納得いける内容かと思っておりますので、私もこの方向で良いのではないかと思います。

あと、次期の改定に合わせての令和7年度第1四半期以降のモデルというのは、今後検討しなければならないことは確かだと思いますし、またユニバーサルサービスが全般的に、今後大きく変更される可能性もあるかと思っておりますので、この辺り丁寧に今後検討していただければと思います。その点だけ申し伝えさせていただきます。

【大谷主査代理】

私も今の御意見と全く同様でございます。事務局の説明をお聞きし、あとは各社の御意見を承りますと、あまり選択の余地がない状況にあるのかなと考えておりますので、基本的に事務局の提案に賛同したいと思っております。

特にそのモデル外補正のところなんですけれども、新しいモデルというか、適切なモデルを新たに検討しなければいけないと思われませんが、その見込みですか、十分に適用すべき時期に、つまり来年度末までには明確に用意できるのかどうか、新しいモデルの展望について、事務局からお話をいただければと思っております。

【事務局】

今、大谷先生からいただきました御質問、展望についてということでございます。どう

いった内容になるのかということ、今軽々に私のほうで、その方向性までお示しをすることまではできませんが、少なくとも令和7年4月以降について、補填額の算定方法をどうするのかということにつきましては、今回の諮問とは別に別途諮問させていただいて、またこちらのユニバーサルサービス政策委員会の先生方に御協力いただきながら、御指導いただきながら、検討を進めていければというふうに思っております。

【春日専門委員】

御説明ありがとうございました。私のほうからも同じような意見でございまして、今は年度途中ということでもありますし、今このタイミングで変更するというのは現実的ではないように思います。大きな理由がない限り変更の説明もちょっと難しいかなと思いますので、事務局さんの御提案を基本的に採用するというのでよいのではないかなと個人的には思います。

ただ原則論ということで、各社さんからいろいろと見直しの方向性について御意見もあったところでもございます。こちらについては、ユニバーサルサービスは当然態様となりますが、それ以外の接続料算定やLRICモデルの設定なども含めて関係する議論でして、全体的に見直していく視点も必要ではないかと思っておりますので、そのような体制をきちんと整えていただければと、事務局さんにはお願いしたいと思っております。

【砂田専門委員】

私もほぼ同じ意見です。事務局案は非常に現実に即した案になっていますし、今日御発表いただいた事業者からも、令和7年4月以降の修正に関する御意見を除くと、今年度の適用というところでは、皆さん賛同されているのではないかというふうに思いますので、今年度適用はこの案でよろしいのではないかと思いました。

【岡田委員】

私も同じ意見で、皆様のおっしゃるとおりだというふうに同意しております。検討事項の3については、事業者の皆様や支援機関における負担といったことが御指摘されていて、この点は非常に重要なポイントではないかなと感じております。今後いろいろユニバの在り方、大きな見直し含めて検討される可能性もありますが、その際に、こういう規制に関わるコストということも十分配慮しながら制度設計を進めていただくように、御留意いた

だくといいなというふうに感じております。

【三友主査】

もしほかに、御意見あるいは御質問がないようでしたらば、本日の意見交換はここまでとしたいと思います。

本日御説明をいただきましたNTT東西様、そしてKDDI株式会社様、そしてソフトバンク株式会社様、お忙しいところを御参加いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第38回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を終了します。

以上